ナイ事実ニ基ク。

部内共産主義者ノ組織的活動ニ対スル取締ノ強化ト共ニ、ソノ温床タル労働運動ノ健全ナル発展ヲ期スル為メニハ、労働組合ノ組織ヲ促進シ、労働者ノ教養ヲ高メ、労働者ノ地位ヲ改善スル事ガ必要デアル。

(三)労働組合ノ組織ヲ促進シ、労働者ノ教養ヲ高メ、労働者ノ地位ヲ改善スル事

労働組合ノ組織ヲ促進シ、労働者ノ教養ヲ高メ、労働者ノ地位ヲ改善スル事ハ、国家ノ為メニ必要デアルノミナラズ、又労働運動ヲ健全ナル方向ニ導ク為メニモ必要デアル。